

(1日本史プリント5-6)

第6章 3.幕藩体制の成立 i.長崎貿易

①鎖国の結果

1)鎖国以後の日本の貿易相手国とその形態

オランダ・…長崎・出島 中国(明、のち[1 清])…長崎
[2 朝鮮]…[3 対馬]の宗氏を經由
[4 琉球王国]…[5 薩摩]→(經由)→[6 中国]に

2)交流の禁止…外国人居留地の限定

オランダ人→長崎[7 出島]に、中国人→のち長崎[8 唐人屋敷]に
一般人と外国人との接触→[9 朝鮮通信使]の来訪のみに

3)禁教の徹底…寺請制度による[10 宗門改]など監視の強化

[11 絵踏]などによるキリスト教信者弾圧の徹底
→キリスト教信者は「[12 隠れキリタン]」として潜伏

②鎖国の影響

世界の経済・文化からの隔絶→独自の発展?「島国根性」の形成?

幕府による支配を容易にする=新たな価値観にふれることを困難にし、産業や文化の近代化を遅らせる
外国情報の幕府による独占=オランダ商館長、[13 オランダ風説書]を提出

③長崎貿易=出島を經由してのオランダ、および中国との貿易

オランダ=[14 東インド会社]の支社を設置、[15 キリスト]教と分離、貿易に専念
↓
貿易額の増大=大量の[16 金銀]の流出、[17 陶磁器]などの輸出、[18 生糸]や砂糖などの輸入
↓
1685 オランダ・清との貿易額を制限、1688年清船の来航を年70隻に限定

④蝦夷地とアイヌ

[19 松前]藩の成立(←蠣崎氏が松前氏と改称)
[20 アイヌ]との交易独占権を獲得→[21 商場]・場所で交易
↓
アイヌ側の反発→1669 [22 シャクシャイン]の乱発生→したいにアイヌへの酷使、収奪が強化される

第7章幕藩体制の展開 1. 幕政の安定 a. 平和と秩序の確立

①[23 武断]政治=[24 武力]によって幕府の権威を誇示する(1代家康、2代秀忠、3代家光)

→[25 末期養子の禁]などにより多くの大名が改易される。

↓
[26 牢人]の増加が社会問題化→1651[27 由井正雪]の乱(慶安事件)発生
異様な服装で、「犬食い」など反社会的行動をとる武士([28 かぶき者]の増加)

②[29 文治]政治への転換(4代[30 家綱]以降) リーダー[31 保科正之](会津藩・家光の弟)

文治主義…[32 武力]だけに頼らず、[33 儒教]精神にもとづき[34 徳]をもっておさめるという政治理念

←背景 35 幕府権力の安定 による平和な時代の到来(幕政は安定期に)

武家諸法度 第一条 の変化

「[36 弓馬]の道」の重視→「[37 文武忠孝]を励し、[38 礼儀]を正すべき事」(五代綱吉)

1)[39 末期養子の禁]の緩和 2)[40 殉死]の禁止、3)人質提出の廃止

b. 元禄時代

17世紀後半になると、5代将軍[41 徳川綱吉]のもと、政治の安定と経済の発展を背景に、いわゆる[42 元禄]時代が出現した。政治においても、これまでの[43 武断]政治にかわって、儒教の徳の精神を重視する[44 文治]主義が本格化した。

綱吉は、林鳳岡を[45 大学頭]に任命し[46 湯島聖堂]をたてるなど[47 儒教]を重視、また仏教にも帰依し、[48 生類憐れみ]の令を出して、犬をはじめとする生類すべての殺生を禁じ、戦国時代以来の[49 武力]を重視する価値観はかぶき者ともども完全に否定された。

他方、幕府財政は鉱山収入の減少や江戸域と市街の再建、[50 寺社造営]費用などによって、幕府財政は破綻状態となった。そこで勘定吟味役(のちに勘定奉行)[51 荻原重秀]の上申によって、[52 貨幣改鑄]による収入増をめざした。これにより幕府財政は[53 増収]となったが、貨幣価値の[54 下落]は物価の[55 騰貴]を引きおこし、人びとの生活を圧迫した。

5代将軍[56 綱吉]の政治=[57 元禄]時代(17世紀後半から18世紀初頭)

江戸時代の全盛期

経済の発展→新興商人の台頭を背景に[58 町人]文化が栄える。

1)文治政治の展開

←大老・堀田正俊の暗殺

・59 将軍独裁 体制の樹立=[60 側用人]として[61 柳沢吉保]を重用
将軍の命令を老中に伝える役割

・文化の保護

[62 儒教倫理を重視]…[63 林]家(林羅山の子孫)を大学頭に

[64 朝廷]にたいする融和的傾向

2)商品経済の発展→財政困難へ

→貨幣経済の進展による貨幣量を増やす側面も

勘定吟味役[65 荻原重秀]を登用、[66 貨幣改鑄]をおこなう 元禄金銀

→貨幣の品位を下げることで差額を獲得する

→貨幣価値の低下=[67 インフレーション]の発生→物価上昇、庶民の生活を苦しめる

3)綱吉の「悪政」

・仏教の保護→[68 寺院]の建立・改築(綱吉の母 桂昌院による寄進)

・[69 生類憐み]の令、捨て子・捨て牛馬の禁止→「犬食い」の禁止という側面

[70 服忌]令→死や血を忌みきらう風潮をつくり出す